

# 令和3年度 税制改正要望事項

令和2年9月

厚生労働省

# 目 次

<健康・医療>	1
<子ども・子育て>	3
<医療保険>	4
<介護>	4
<雇用>	4
<年金>	5
<生活衛生>	5
<その他>	6

\*印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

### ○ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付に関する税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、個人住民税、国税徴収法、徴収規定〕

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付について、既存の救済給付と同様に、税制上の所要の措置を講じる。

### ○ 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置を延長するとともに、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う必要な財源について、税制上の所要の措置を要望する。

### \*○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

民間企業の研究開発投資の更なる促進を図るため、試験研究費の額が平均売上金額の 10% を超える場合の上乗せ措置等について適用期限を 2 年間延長するとともに、総額型の控除上限を引き上げる、オープンイノベーション型の手続きの簡素化を図るなど、所要の見直しを図る。

### ○ 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

〔所得税、法人税〕

医師の勤務時間短縮のために必要な器具、備品及びソフトウェアの特別償却制度、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその付属設備の特別償却制度、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器を取得した場合の特別償却制度の 3 点についてその適用期限を 2 年延長する。

### ○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設

〔登録免許税、固定資産税、不動産取得税〕

地域医療構想を推進するため、地域の医療機関の再編統合による資産等の取得が行われた場合に、登録免許税、固定資産税及び不動産取得税を軽減する税制措置を講じる。

## ○ 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

[所得税、相続税、贈与税、個人住民税]

持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際、基金が払い戻しされるまでの間、みなし配当課税を納税猶予する等の特例措置を講ずる。

## ○ 個人版事業承継税制における法人化の際の救済措置の拡充

[相続税、贈与税]

個人版事業承継税制により相続税・贈与税の猶予を受けている個人が、医療法人を設立する場合に継続して納税猶予が受けられるようにする。

## ○ 社会医療法人の新規認定要件の特例的取扱い

[法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税 等]

救急医療等を担う医療機関を整備し、適切な医療提供体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響による救急患者数等の減少により、社会医療法人の認定要件を満たすことができない医療法人に対し、特例的に認定要件を緩和する。

## ○ 薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

法人税法の本則において措置されている不正行為等に係る費用等の損金不参入及び所得税法の本則において措置されている家事関連経費等の必要経費不参入等について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において新設する課徴金を追加する。

## ○ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る不動産取得税に関する特例措置

[不動産取得税]

中小企業者が地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の用に供する不動産を取得した場合における、不動産取得税を軽減する特例措置を講じる。

## ○ 電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、法人事業税等]

オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の活用の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。

## ○ 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続

[事業税]

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

## ○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

## ○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの更なる推進を図るため、適用期限を5年延長するとともに、対象となる医薬品の範囲の拡大、所得控除額の算出方法の見直し及び手続きの簡素化を図る。

## 子ども・子育て

### ○ 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置

〔所得税、個人住民税〕

子育てと仕事の両立を支援するため、ベビーシッター等の子育て支援に係る費用について、税制上の措置を講じる。

### ○ 産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設

〔消費税、地方消費税〕

母子保健法第17条の2に定める産後ケア事業について、非課税とする措置を講じる。

### ○ 児童扶養手当法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法の見直しを行う児童扶養手当法の改正に伴い、当該改正後に新たに支給することとなる児童扶養手当についても、引き続き現行の児童扶養手当と同様に非課税とする等、見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

## 医療保険

### ○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

[国民健康保険税]

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

### ○ 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、たばこ税、地価税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、都市計画税、国民健康保険税]

全世代型社会保障検討会議、社会保障審議会医療保険部会等における次期医療保険制度改革に関する検討を踏まえ、医療保険制度における税制上の所要の措置を講じる。

## 介護

### \*○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

[不動産取得税、固定資産税]

サービス付き高齢者向け住宅を取得した場合の固定資産税の税額の減額措置及び不動産取得税の税額の減額措置及び課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

## 雇用

### ○ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

[不動産取得税、固定資産税]

心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

### ○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて、所要の措置を講ずる。

## ○ 勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約における手続の電子化及び簡素化

〔所得税、個人住民税〕

企業及び金融機関の事務の簡素化や利便性の向上を図るため、申告書等の提出・保存を電磁的記録によっても行えるようにするとともに、「勤務先異動申告書」の提出について、勤労者が個別に提出することに代えて勤務先の長から一括して申告を行えるようにする。

## ○ 労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

労災保険法の改正により新たに複数事業労働者傷病年金等が創設されたことを踏まえ、現行の傷病補償年金等を受ける者と同様に、複数事業労働者傷病年金等を受ける者の預貯金等に係る利子所得等について非課税措置を講じる。

## 年金

### ○ 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、企業年金・個人年金の在り方を検討し、税制上の所要の措置を講ずる。

### ○ 20歳前障害基礎年金等の税制改正に対応した所得制限限度額の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

令和3年度からの個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替)に伴い、20歳前障害基礎年金等の所得制限限度額を10万円引き上げ、併せて税制上の所要の措置を講じる。

## 生活衛生

### ○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

## ○ 交際費課税の特例措置の拡充

[法人税、法人住民税、事業税]

飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費（社内接待費を除く）については損金算入できる割合を時限的に拡充する。

## \*○ 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

経営資源の集約化を通じて地域経済・雇用と担おうとする中小企業の成長を支援するため、必要な優遇措置を創設する。

## \*○ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

中小企業者等が、経営力向上計画に基づき、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物付属設備等の経営改善設備を取得した場合に、即時償却又は7%の税額控除を受けることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

## \*○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

[所得税、法人税、法人住民税、事業税]

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

## \*○ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長

[所得税、法人税、法人住民税、事業税]

商業・サービス業を営む中小企業等が、経営改善指導等に基づき経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

## その他

## ○ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

[印紙税]

東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする特例措置について、その適用期限を5年延長する。